相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍大阪府泉佐野市日根野六六八番地、最後の住所本籍に同じ　被相続人　亡　田中　數馬

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十九年九月八日

大阪府泉大津市田中町一〇―七泉大津商工会議所五階五〇三―二

相続財産管理人　弁護士　西田　直浩

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍兵庫県三田市ゆりのき台三丁目二五番地一、最後の住所兵庫県三田市ゆりのき台三丁目二五番地一　一棟二一〇号

被相続人　亡　熊田　清児

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十九年九月八日

兵庫県神戸市中央区中町通二丁目二番一八号平戸ビル五階

相続財産管理人　弁護士　梁　英子

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍兵庫県神戸市垂水区学が丘二丁目一番、最後の住所兵庫県加古郡稲美町岡二七二番地の二　被相続人　亡　森　則彰

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十九年九月八日

兵庫県姫路市北条口二丁目六三番地

相続財産管理人　弁護士　小川　政希

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍岡山県岡山市中区関三七〇番地一、最後の住所岡山市中区兼基九〇番地一　サントノーレ岡山東三〇九号

被相続人　亡　原　英廣

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十九年九月八日

事務所岡山市北区番町一丁目五番五号

相続財産管理人　弁護士　松本　洋明

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍山口県柳井市柳井四二六〇番地一、最後の住所広島市中区吉島東三丁目一番一二―一一四号　被相続人　亡　小林　茂

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十九年九月八日

事務所広島市中区東白島町一三番九号　パークハイム東白島一階

相続財産管理人　司法書士　永田　康光

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍徳島県小松島市立江町字太田ノ浦三六番地、最後の住所徳島市名東町三丁目一三番地　春水　被相続人　亡　湯村スミ子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十九年九月八日

徳島市住吉四丁目五番一五号

相続財産管理人　中瀬晴行ことこと　河野　晴行

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍沖縄県中頭郡西原村字我謝九九番地、最後の住所本籍に同じ　被相続人　亡　小橋川マカト

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十九年九月八日

沖縄県那覇市久茂地三丁目二二番一号日高ビル四階　相続財産管理人　宮里　猛

無縁墳墓等改葬公告

墓地整理のために無縁墳墓等について改葬することとなりましたので、墓地使用者等、死亡者の縁故者及び無縁墳墓等に関する権利を有する方は、本公告掲載の翌日から一年以内にお申し出下さい。

なお、期日までにお申し出のない場合は、無縁仏として改葬することになりますのでご承知下さい。

平成二十九年九月八日

一、墳墓等所在地　徳島県板野郡北島町鯛浜字大西一四九番

一、墳墓等の名称　不詳

一、死亡者の本籍及び氏名　全て不詳

一、改葬を行おうとする者　徳島県板野郡北島町江尻字妙蛇池三二番地一　株式会社渡辺不動産　代表取締役　渡辺　正一

無縁墳墓等改葬公告

墓地整理のために無縁墳墓等について改葬することとなりましたので、墓地使用者等、死亡者の縁故者及び無縁墳墓等に関する権利を有する方は、本公告掲載の翌日から一年以内にお申し出下さい。

なお、期日までにお申し出のない場合は、無縁仏として改葬することになりますのでご承知下さい。

平成二十九年九月八日

一、墳墓等所在地　徳島県板野郡北島町鯛浜字かや六〇番

一、墳墓等の名称　不詳

一、死亡者の本籍及び氏名　全て不詳

一、改葬を行おうとする者　徳島県板野郡北島町江尻字妙蛇池三二番地一　株式会社渡辺不動産　代表取締役　渡辺　正一

債権申出の公告（第一回）

当基金は、平成二十九年八月二十五日厚生労働大臣の認可により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

なお、当基金は平成二十九年十月十九日をもって長野県松本市深志二丁目二番一五号三階へ移転します。

平成二十九年九月八日

長野県松本市大手二丁目一番六号

長野県食品厚生年金基金

代表清算人　松倉　勇記

宅地建物取引業者営業保証金取りもどし公告

宅地建物取引業法第30条及び宅地建物取引業者営業保証金規則第7条の規定により次のとおり公告します。

下記の者に係る営業保証金につき宅地建物取引業法第27条第1項の権利を有する者は、本公告掲載の翌日から6箇月以内にその債権の額、債権発生の原因たる事実並びに住所氏名又は名称を記載した申出書2通を下記提出先に提出して下さい。前記の申出書の提出がないときは、下記の者に係る営業保証金は同人に返還されます。

平成29年9月8日

記

［掲載順序］

①商号又は名称　②免許証番号　③（代表者の）氏名　④事務所の所在地　⑤営業保証金の額　⑥申出書提出先　⑦掲載者住所、商号又は名称及び氏名

①三菱ＵＦＪ信託銀行株式会社　②届出第6号　③代表取締役　池谷幹男　④東京都千代田区丸の内一丁目4番5号　廃止した従たる事務所　東京都練馬区東大泉4丁目2―12（池袋支店大泉出張所（コンサルデスク大泉））　⑤500万円　⑥国土交通大臣　⑦東京都千代田区丸の内一丁目4番5号　三菱ＵＦＪ信託銀行株式会社　代表取締役　池谷幹男